

## 【収支の明細書】

※この様式は、地方税法第15条第1項若しくは第2項の規定による徴収猶予若しくは同法第15条の5第1項若しくは同法第15条の6第1項の規定による換価の猶予又はそれらの猶予期間の延長の申請をする場合において、その猶予又は猶予期間の延長を受けようとする金額（未確定の延滞金を除く。）が300万円超のときに提出する書類です。

### <記載要領>

(1) 「1 住所・氏名等」欄

法人である場合には、その代表者の氏名を併せて記載してください。

(2) 「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄

臨時的な収入や支出があった月については、備考欄にその内容を記載してください。

(3) 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を、それらに係る入金及び出金の時を基準に記載してください。

ア 「収入」欄は、売上収入その他の経常的な収入を記載してください。

イ 「支出」欄は、次により記載してください。

(ア) 事業に係る支出

仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出の内容を記載してください。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られます。

(イ) 生活費（個人の場合のみ）

計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費の合計金額を記載してください。

なお、納税者の事業等による収入などの状況を踏まえ、計算期間を超える期間のために資金手立てをする必要がある場合には、必要最低限の所要資金を算出して加算することができます。

また、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している者がいる場合は、その負担額を控除してください。

(4) 「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄

今後おおむね1年以内における臨時的な収入及び支出について記載してください。

ア 「臨時収入」欄

例えば、譲渡所得若しくは山林所得等の臨時収入、不要不急資産の売却による収入、借入金、貸付金の回収による受入れ又は役員からの私財提供等が見込まれる金額を記載してください。

イ 「臨時支出」欄

例えば、災害の復旧費、盗難等のための代替品の購入費、医療費等のうちやむを得ない支出、事業維持のためのやむを得ない新型機械の買入れのための支出、従業員確保のためのやむを得ない福利厚生費の支出又は事業の継続のためのやむを得ない債務の弁済等が見込まれる金額を記載してください。

(5) 「5 今後1年以内に納付（納入）すべきことが見込まれる地方税等」欄

1年以内に納付（納入）すべきことが見込まれる地方税、国税、社会保険料等について、その納付（納入）すべきこととなる年月、税目及び金額を記載してください。

(6) 「6 家族（役員）の状況」欄

納税者が法人の場合には、全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、報酬月額及び所有財産等を、個人の場合は、生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額（専従者給与を含む。）、職業及び所有財産等を、それぞれ記載してください。

(7) 「7 分割納付（納入）年月日及び分割納付（納入）金額」欄

ア 「納付（納入）年月日」欄

猶予期間中の各月の納付（納入）年月日を記載してください。

イ 「①納付（納入）可能基準額」欄

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付（納入）可能基準金額（①－②）」欄に記載した金額を記載してください。

ウ 「②季節変動等に伴う増減額」欄

「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄を基に、季節変動等に伴う「①納付（納入）可能基準額」に対する増減額を記載してください。

なお、減額する場合には、金額の頭部に「▲」を記載してください。

エ 「③臨時的入出金額」欄

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付（納入）年月における臨時的入出金額の合計額を記載してください。

なお、臨時的支出額が多い場合には、金額の頭部に「▲」を記載してください。

オ 「④地方税等納付（納入）額」欄

「5 今後1年以内に納付（納入）すべきことが見込まれる地方税等」欄に記載した、納付（納入）年月における地方税等の納付（納入）見込額の合計額を記載してください。

カ 「⑤分割納付（納入）金額（①+②+③-④）」欄

(8) 各欄に記載しきれない場合は、任意の用紙に記載の上、「収支の明細書」に添付してください。